

令和8年 第2回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録
(2日目)

開 議 令和8年6月26日(金)

閉 会 令和8年6月26日(金)

仁 木 町 議 会

令和8年第2回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 令和8年6月26日（金曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 同意第1号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第3 同意第2号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第3号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第4号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第5号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第6号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第7号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第8号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第9号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第10号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第11号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第12号 仁木町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第16 意見案第2号 殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書
- 日程第17 意見案第3号 急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書
- 日程第18 議員の派遣
- 日程第19 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第20 委員会の閉会中の所管事務調査

令和8年第2回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 議 令和 8年 6月26日（金） 午前 9時30分

閉 会 令和 8年 6月26日（金） 午前10時19分

議 長 横 関 一 雄

副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈	2 番 山 内 健 生	3 番 木 村 章 生
4 番 佐 藤 秀 教	5 番 野 崎 明 廣	6 番 宮 本 幹 夫
7 番 上 村 智恵子	8 番 嶋 田 茂	9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 参 事	奈 良 充 雄
総 務 課 長	本 多 弘 一	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	桂 下 友 芳	建 設 課 参 事	関 雅 樹
財 政 課 長	新 見 信	教 育 次 長	和 田 秀 文
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	（浜 野 崇）
企 画 課 長	齊 藤 正 吾	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	（本 多 弘 一）
住 民 環 境 課 長	庄 司 良 佑	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	菊 地 健 文		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	可 児 卓 倫	総 務 議 事 係 長	松 岡 亜 希
---------	---------	-------------	---------

開 議 午前9時30分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。ただいまの出席議員は9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

6月25日に引き続き、4番・佐藤議員及び5番・野崎議員を指名します。

日程第2 同意第1号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第3 同意第2号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第4 同意第3号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第5 同意第4号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第6 同意第5号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第7 同意第6号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第8 同意第7号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第9 同意第8号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第10 同意第9号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第11 同意第10号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第11号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第12号

仁木町農業委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第2、同意第1号『仁木町農業委員会委員の任命について』ないし、日程第13、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』以上12件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、改めましておはようございます。

それでは一括提案されました同意第1号から同意第12号までの12件につきまして、提案説明をさせていただきます。

はじめに同意第1号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山2丁目30番地、吉田茂樹、昭和52年5月11日生まれでございます。吉田茂樹氏の経歴につきましては、平成25年に水稻・野菜農家として就農されており、令和5年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。また令和6年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。吉田茂樹氏は団体等からの推薦を受けた候補者で、協栄生産組合組合長 金井秀利氏からの推薦による候補者でございます。さらに、農業に関する識見を有する50歳未満の青年の候補者でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第2号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町5丁目8番地6、林 育美、昭和58年1月12日生まれでございます。林 育美氏の経歴につきましては、平成28年に果樹・野菜農家として就農されており、令和2年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。林 育美氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有する50歳未満の青年で、女性の候補者でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第3号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町砥の川45番地1、伊藤浩一、昭和35年2月26日生まれでございます。伊藤浩一氏の経歴につきましては、平成12年に果樹・野菜農家として就農されており、平成29年4月から新おたる農業協同組合理事、平成23年3月からは余市川土地改良区理事を務められております。また、令和2年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。さらに令和7年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。伊藤浩一氏は団体等からの推薦を受けた候補者で、新おたる農業協同組合代表理事組合長 森 一義氏からの推薦による候補者であり、農業に関する識見を有し、現職の農業委員でありますことから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第4号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町尾根内803番地3、木田憲一、昭和43年8月27日生まれでございます。木田憲一氏の経歴につきましては、平成23年7月から仁木町農業委員会委員に就任し現在もご活躍されております。また、令和6年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。木田憲一氏は応募に

よる候補者であり、農業に関する識見を有する認定農業者で、現職の農業委員でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第5号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町西町11丁目114番地1、武本明日香、昭和51年10月26日生まれでございます。武本明日香氏の経歴につきましては、令和2年に仁木町に転入し、令和3年から果樹農家として就農されております。武本明日香氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有する50歳未満の青年で、女性の候補者でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第6号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町11丁目11番地、吉田 均、昭和34年3月3日生まれでございます。吉田 均氏の経歴につきましては、平成23年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。また、令和6年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。吉田 均氏は団体等からの推薦を受けた候補者で、稲園農事組合組合長 新藤 勲氏、協和農事組合組合長 戸嶋英樹氏からの推薦による候補者であり、農業に関する識見を有する認定農業者で現職の農業委員でありますことから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第7号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町西町1丁目2番地1、中川博喜、昭和24年10月8日生まれでございます。中川博喜氏の経歴につきましては、平成23年に仁木町に転入し、平成27年4月から仁木町交通安全指導員としてご活躍されており、平成29年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。中川博喜氏は農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しないものである候補者として、町内の区域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、田中 宏氏他2名からの推薦による候補者で、農業に関する熱意を有し、現職の農業委員でありますことから、中立な立場の農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第8号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町然別33番地、渡辺貴志、昭和35年10月30日生まれでございます。渡辺貴志氏の経歴につきましては、平成23年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。また、令和6年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。渡辺貴志氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有する認定農業者で現職の農業委員でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第9号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町6丁目48番地、鶴田壽廣、昭和23年5月14日生まれでございます。鶴田壽廣氏の経歴につきましては、平成20年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。また、令和7年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。鶴田壽廣氏は、町内の区域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、平尾 守氏他2名からの推薦による候補者で、農業に関する識見を有する認定農業者であり、現職の農業委員でありますことから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第10号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町長沢南13番地1、加藤政茂、昭和43年5月17日生まれでございます。加藤政茂氏の経歴につきましては、令和4年に水稻・野菜農家として就農されており、令和4年4月から余市川土地改良区理事を務められております。また、令和6年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。加藤政茂氏は、団体等からの推薦を受けた候補者で、余市川土地改良区理事長 坂東義一氏からの推薦による候補者で、農業に関する識見を有する認定農業者でありますことから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第11号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町大江2丁目1188番地、鎌田忠文、昭和38年4月27日生まれでございます。鎌田忠文氏の経歴につきましては、昭和60年に水稻・野菜農家として就農されており、令和元年4月から大江生産組合水稻部会長を務められております。また、令和6年度に農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者でございます。鎌田忠文氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、大江農業生産組合組合長 嘉屋直基氏からの推薦による候補者で、農業に関する識見を有する認定農業者でありますことから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第12号でございます。仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町旭台220番地、井内敏也、昭和44年9月2日生まれでございます。井内敏也氏の経歴につきましては、令和6年から新おたる農業協同組合果樹生産組合副組合長兼プルーン部会長を、令和8年からアイコ生産組合組合長を務められております。また、平成29年7月から仁木町農業委員会委員に就任し、現在もご活躍されております。井内敏也氏は、町内の区域全域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、端 王佐武氏他2名からの推薦による候補者で、農業に関する識見を有する現職の農業委員でありますことから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上12件を一括提案説明とさせていただきますので、ご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）一括議題12件の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時45分

再 開 午前 9時49分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの出席議員は9名です。

これから、同意第1号『仁木町農業委員会委員の任命について』ないし、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』の質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、同意ごとに討論・採決を行います。

これから、同意第1号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第1号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

次に、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第14 諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（横関一雄）日程第14、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 澤本慎二は令和8年9月30日にその任期を満了するので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町西町7丁目、玉置真依、昭和63年8月24日生まれでございます。

ただいま、議案を朗読させていただきましたとおり、現在、人権擁護委員を務められております澤本慎二氏が、令和8年9月30日をもって任期満了となることから、玉置真依氏を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。玉置真依氏は、昭和63年8月24日生まれで、現在37歳でございます。住所は仁木町西町7丁目、平成26年3月京都大学大学院教育学研究科修士課程を修了されております。修士課程終了後、平成26年4月から宗教法人 仁玄寺の副住職、令和6年7月からは、仁玄寺住職に就任しております。また、氏は平成29年から現在まで、家族等を失った子どもたちへグリーフケアサポートのボランティア活動に取り組んでおります。グリーフケアとは、大切な人を亡くした方の深い悲しみや喪失感に寄り添い、心のケアやサポートを提供することです。人権擁護委員は、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備えていることその他、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私といたしましては、玉置真依氏を推薦いたしたく議会のご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時04分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの出席議員は9名です。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の

方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに決定しました。

日程第15 意見案第1号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第15、意見案第1号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。1番・前田議員。

○1番（前田春奈）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の7ページです。意見案第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和8年6月25日提出。提出者は私、前田春奈。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

前田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第1号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第1号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 意見案第2号

殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第16、意見案第2号『殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書』を議

題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の9ページです。意見案第2号、殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和8年6月25日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、10ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第2号『殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第2号『殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 意見案第3号

急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第17、意見案第3号『急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の11ページです。意見案第3号、急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和8年6月25日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、前田春奈議員です。意見書の内容につきましては、12ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第3号『急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第3号『急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議員の派遣

○議長（横関一雄）日程第18『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、令和8年7月2日札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会へ、全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、令和8年7月2日の札幌市での研修会に全議員を派遣することに決定しました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第19『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第20『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの出席議員は9名です。

佐藤町長から発言の申出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和8年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、慎重なるご審議のもとご可決を賜り心より感謝を申し上げます。

これから本町では、サクランボやワインのイベントが控えております。ワインの世界ではテロワールというフランス語が良く聞かれます。この言葉を調べると、風土や土地の個性と記載されているように、ワインの風味や味わいを決める要素として、テロワールという言葉が使われております。フランスをはじめとするヨーロッパ産のワインの多くには産地や畑の名前がワインに付けられておりますけれども、その背景にはテロワールの概念、つまりワインの味わいや品質にブドウ畑を取り巻く自然環境が深く関わっているという古くからの考えが反映されているためと言われております。先月、元サッカー日本代表監督であり、現在フランスボルドー地方サンテミリオンでワイン生産者として活躍するフィリップトルシエ氏を招聘し、町内のワイン生産者との意見交換会が開催されました。トルシエ氏は自社のワイナリーでメルローというブドウの品種を栽培しており、町内でもいくつかのワイナリーが同じ品種を栽培していることもあり、互いに今後の可能性について語り合えた有意義な会に私も同席させていただきました。その会を経て、私自身の見解ではありますが、テロワールはワインだけではなく、他の作物にも共通する言葉であると受け止めております。ここ仁木町の土壌で栽培されている作物は他の地域にはない良さがあり、仁木町独自のテロワールを確立させることで、価値を高めることにつながるものと改めて考えさせられた次第であります。これを契機に世界で初めてワイン産地としてユネスコの世界文化遺産にも登録されているフランスサンテミリオン地区との交流を深めていきたいとの思いから、トルシエ氏に仁木町とサンテミリオンとの架け橋になっていただきたいという話をさせていただきました。仁木町のテロワールを活かしたワイン振興はもちろんのこと、観光振興や町並み整備など、本町が今後目指す地域づくりの参考にするべく良好な関係を築いていくことができればと願っているところであります。

結びに、今年の夏も全国的に平年よりも気温が高いとの予報が気象庁から出されており、皆さま方におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、引き続き行政推進に当たりご尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和8年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時19分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和8年6月25日～26日（2日間）

2日目 令和8年6月26日（金）

（開議 ～ 午前9時30分 ／ 閉会 ～ 午前10時19分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
同意第1号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第2号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第3号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第4号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第5号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第6号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第7号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第8号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第9号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第10号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第11号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
同意第12号	仁木町農業委員会委員の任命について	R8.6.26	同意可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	R8.6.26	適任答申
意見案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	R8.6.26	原案可決
意見案第2号	殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書	R8.6.26	原案可決
意見案第3号	急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書	R8.6.26	原案可決